

答 申 第 9 0 号

平成17年3月29日

神 戸 市 長

矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会

会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成15年5月30日付神み技計総第58-1号神み技工総第40号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「高倉台地区住宅整備工事（仮設ため池の宅地整備工事）に係る次の書類及び図面

事業計画書、この事業に投資する公費の総額と回収計画、及び事業費について、土砂費、運搬費、インフラ整備費、安全対策費、職員人件費等の内記の記載されたもの

土砂採取場、及びこの採取場の土砂の埋立適性調書

ため池に関する事前調査書及びため池埋立に伴う環境影響評価書」

についての公文書を保有していないことによる非公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

「高倉台地区宅地整備工事（仮設ため池の宅地整備工事）に係る次の書面及び図面

- (1) 事業計画書、施行同等の工事の理由、必要性を記載した書類及びこの事業に投資する公費の総額と回収計画

特に事業費については、土砂費、運搬費、インフラ整備費、安全対策費、職員人件費等の内記の記載されたもの

- (2) 工事に関する決裁書及び図面など工事施行に関する一切の書類及び図面

- (4) 土砂採取場及びこの採取場の土砂の埋立適性調書

- (5) ため池に関する事前調査書及びため池埋立に伴う環境影響評価書、検討書等」の請求について、該当する公文書を保有していないことによる非公開の決定をしたことには、理由がある。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づいて、

「高倉台地区宅地整備工事（仮設ため池の宅地整備工事）に係る次の書面及び図面

- (1) 事業計画書、施行同等の工事の理由、必要性を記載した書類及びこの事業に投資する公費の総額と回収計画

特に事業費については、土砂費、運搬費、インフラ整備費、安全対策費、職員人件費等の内記の記載されたもの

- (2) 工事に関する決裁書及び図面など工事施行に関する一切の書類及び図面

- (3) 契約書、指名競争入札に付した理由書、指名業者選定理由書、契約伺、入札調書、入札通知書、委任状、見積書（平成14年度）、予定価格書、入札結果調書など契約に関する一切の書類

- (4) 土砂採取場及びこの採取場の土砂の埋立適性調書

- (5) ため池に関する事前調査書及びため池埋立に伴う環境影響評価書、検討書等」

の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求 (3) に対して、別表の「対象文書の名称」欄に掲げる文書 ~ を特定し、このうち文書 ~ を公開、文書 ~ を部分公開とする決定を行った（文書 ~ の非公開部分は別表の「実施機関が非公開とした情報」欄に掲げるとおり）。

また、実施機関は、本件請求 (1)、(2)、(4)、(5) に対して、請求に対応する公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件不存在決定」という。）を行った。

- (3) これに対し、申立人は、本件不存在決定を取り消し、本件請求に対応する文書の公開を求める異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を平成15年3月17日付の申立書、平成15年9月3日付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 「事業計画書、施行同等の工事の理由・必要性を記載した書類」については、公開・非公開の決定通知もされず、公文書の有無にも触れられておらず、この点、何故なのかを説明されたい。

また、事業の計画・実施に関する決裁書も当然、保有しているはずである。作成されている文書の公開を改めて請求する。

今日、現に団地唯一の調整池（防災池）としての機能を持ち、あわせてその存在によって地域住民に潤いを与えているこの池を、住民の要望があるどころか反対している住民意向を無視して、何故に、埋立てを企て無理やり強行しようとするのか。

市は事業の必要性があるとするのなら、その目的、理由、根拠、経費、収支などを、具体的な資料とデータにより明確に地域住民に説明し、理解と協力を得ることが重大な責務である。然るに、その責務を果たすどころか、一方的に宅地造成許可、入札、契約、前払い、強行着工へと突っ走り、事業計画・収支計画すら存在しないとす。何故なのか。

(2) 2億円超もの事業について事業計画・収支計画・回収計画が立てられていないはずはない。

ア 「高倉台地区宅地整備工事」は、平成12年度に新都市整備事業会計の中で予算計上され、以後、同13年度、同14年度と繰り越され、平成15年度にも繰り越しが予定されている。少なくとも当初の予算が査定され計上された平成12年度当初予算に関しては、臨時予算要求書、同内訳明細・説明・財源内訳など予算編成及び執行に必要な文書が作成されているはずである。

イ 住宅団地事業全体の収支計画はたてているが、個別の団地での収支計画は作成していないということであるが、およそ全体計画とは、その名の示すとおり、各個別団地の個別事業の計画を積み上げたトータルであることはいうまでもない。

しかも、事業の実施にあたっては、その事業の実施計画、収支計画等が立てられ、市長の承認のもとに、予算措置の必要なものが各年度ごと予算に計上され、議会の議決を経て執行されるものである。

したがって、予算の成立過程のもので、非公開とされることがあるとしても、一旦予算が確定した段階では、予算に計上された事業費、事業計画等は当然公開されるべきものである。

また、住宅団地事業が、長期間かかることや団地区域外の幹線道路等の整備も含まれることが、個別の団地での収支計画を立てない理由としているが、全く事実に反するうえ、本件の事業は団地事業収束後、20年も経過した後の個別の単年度事業であって、道路等の整備とも全く関係なく、市の説明は公開を拒むための言い逃れとしか言いようがない。

ウ すでに昭和59年、つまり20年前に高倉台住宅団地事業は、団地区域外関連事業を含め収束しているにもかかわらず、そのことを持ち出して、本件事業について、収支に関する資料がないとするのは、隠蔽のための言い逃れとしか考えられない。仮にも真実、収支の計画等がな

くて何億円もの事業が決定されたのであれば、杜撰極まりない市政の執行であり、市の政策と予算の決定を預かる市長の大いなる責任の問題といわざるを得ない。

エ また最近、池の埋立てに関連して、調整池に放流されている雨水を下流に放水するため、8丁目に新たな雨水幹線を設けようと計画しているようだが、地元住民には全く知らされておらず、これ自体大きな問題があるが、これに要する事業費も当然、関連事業費であるはずなので、この点の確認も求める。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成15年7月23日付けの公文書を保有していないことによる非公開決定理由説明書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 本件請求のうち、「この事業に投資する公費の総額と回収計画」「特に事業費については、土砂費、運搬費、インフラ整備費、安全対策費、職員人件費等の内記の記載されたもの」について

神戸市が整備を進めてきている住宅団地事業は、いずれの事業も大規模で長期間を要することや、住宅団地の整備に関連した団地外域外の幹線道路、河川、公共下水道や上水道などの整備費もあるため事業全体で収支計画をたてており、個別の工事での収支計画はたてていない。

したがって、公開を請求された文書は存在しない。

(2) 本件請求のうち、「土砂採取場及びこの採取場の土砂の埋立適性調書」について

ため池の埋立用材は、神戸複合産業団地（神戸市西区押部谷町他）内の、自然にある山の土砂を予定し、当該土砂の適性調査（土質調査）を本件宅地整備工事で行うこととしていたため、公開を請求された埋立適性調書は存在しない。

なお、神戸複合産業団地内で埋立土砂採取予定地の近傍地で行った土質調査の結果は、盛土の施工上に問題はない。

(3) 本件請求のうち「ため池に関する事前調査書及びため池埋立に伴う環境影響調査書、検討書等」について

本宅地整備工事が神戸市環境影響評価等に関する条例第2条第2号クの対象事業の要件に該当しないことから、文書を作成する必要がないため、公開を請求された文書は存在しない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

ア 本件申立ては、申立人が、

「高倉台地区宅地整備工事（仮設ため池の宅地整備工事）に係る次の書面及び図面

(1) 事業計画書、施行同等の工事の理由、必要性を記載した書類及びこの事業に投資する公費の総額と回収計画

特に事業費については、土砂費、運搬費、インフラ整備費、安全対策費、職員人件費等の内記の記載されたもの

(2) 工事に関する決裁書及び図面など工事施行に関する一切の書類及び図面

(3) 契約書、指名競争入札に付した理由書、指名業者選定理由書、契約伺、入札調書、入札通知書、委任状、見積書（平成14年度）予定価格書、入札結果調書など契約に関する一切の書類

(4) 土砂採取場及びこの採取場の土砂の埋立適性調書

(5) ため池に関する事前調査書及びため池埋立に伴う環境影響評価書、検討書等」

の公開請求をしたのに対し、実施機関が本件請求(1)、(2)、(4)、(5)につき請求に対応する公文書を保有していないとして本件不存在決定を行ったことについて、これを取り消し、本件請求に対応する文書の公開を求めるものである。なお、本件請求(3)につき別表の「対象文書の名称」欄に掲げる文書～が特定され、このうち文書～は公開、文書～は部分公開の決定がなされているが、申立人はこれについては異議の申立てをしていない。

イ 本件について、申立人は、3の申立人の主張にもあるように次のように主張している。

(ア) 市は事業の必要性があるとするのならば、その目的、理由、根拠、経費、収支などを、具体的な資料とデータにより明確に地域住民に説明し、理解と協力を得ることが重大な責務である。事業計画書、施行同等の工事の理由・必要性を記載した書類、事業の計画・実施に関する決裁書は当然、保有しているはずである。作成されている文書の公開を改めて請求する。

(イ) 2億円超もの事業について事業計画・収支計画・回収計画が立てられていないはずはない。

仮設ため池の宅地整備工事は、平成12年度に新都市整備事業会計の中で予算計上されており、少なくとも平成12年度当初予算に関しては、臨時予算要求書、同内訳明細・説明・財源内訳など予算編成及び執行に必要な文書が作成されているはずである。

また、住宅団地事業が長期間かかることや団地区域外の幹線道路等の整備も含まれることが個別の収支計画を立てない理由としているが、仮設ため池の宅地整備工事は高倉台の住宅団地事業収束後20年も経過した後の個別の単年度事業であり、道路等の整備とも全く関係がない。

ウ 本件について、実施機関は、4の実施機関の主張にもあるように次のように主張している。

神戸市が整備を進めてきている住宅団地事業は、いずれの事業も大規模で長期間を要することや、住宅団地の整備に関連した団地区域外の幹線道路、河川、公共下水道や上水道などの整備費もあるため事業全体で収支計画をたてており、個別の工事での収支計画は立てていない。

したがって、公開を請求された文書は存在しない。

エ 以上から、本件の争点は、次の2点である。

(ア) 高倉台地区宅地整備工事(仮設ため池の宅地整備工事)の理由・必要性を記載した書類等の存否

(イ) 高倉台地区宅地整備工事(仮設ため池の宅地整備工事)の収支計画等の存否

以下、個別に検討する。

(2) 高倉台地区宅地整備工事(仮設ため池の宅地整備工事)の理由・必要性を記載した書類等の存否について

ア 審査会は、実施機関に対して、高倉台地区宅地整備工事(仮設ため池の宅地整備工事)(以下「本件埋立工事」という。)の施工理由について事情聴取を行った。実施機関によれば、高倉台団地は、昭和46年10月26日、都市計画決定され、本件埋立工事の対象である高倉台7丁目の仮設ため池は「宅地」として表示されている。今回、この都市計画決定に基づき、宅地として整備するものであるとのことであった。

イ 上記アの高倉台団地の都市計画決定の事業期間は、昭和59年3月31日以後、期間の延伸がされていないので、この点につき、実施機関に対して更に事情聴取を行った。実施機関によれば、高倉台団地については用地買収を完了しており、このような場合は、国土交通省が「都市計画に定められた都市施設については、基本的には都市計画事業により整備すべきものであるが、既に事業に必要な土地を取得しているため新たに土地を収用する必要のないもの等については、必ずしも都市計画事業として整備を行わなくてもよい」との見解を示しており(逐条問答 都市計画の運用[建設省都市計画局都市計画課監修]24頁、569頁)この考え方に基いて、高倉台団地の整備を進めてきたとのことであった。

ウ 次に審査会は、実施機関に対して、本件埋立工事の予算要求の際に、本件埋立工事の施工の必要性や施工理由が記載された文書が作成されていないかにつき事情聴取を行った。実施機関によれば、本件埋立工事の予算要求時に臨時予算要求説明書及び予算要求図を作成したが、臨時予算要求説明書には事業名、要求額、財源内訳等が記載されているものの本件埋立工事の施工の必要性や施工理由については記載されていないとのことであった。また、予算要求図は、白地図に工事予定場所を記したものであるが、これについても本件埋立工事の施工の必要性や施工理由については記載されていないとのことであった。

エ また審査会は、実施機関に対して、予算要求書以外に、本件埋立工事の施工の必要性や施工理由を記載した文書、図面を保有しているか否かにつき事情聴取を行ったが、存在しないということであった。

オ 以上から、「高倉台地区宅地整備工事(仮設ため池の宅地整備工事)の理由・必要性を記載した書類等」に対応する文書の存在を伺わせる事実を確認することはできなかった。

(3) 高倉台地区宅地整備工事(仮設ため池の宅地整備工事)の収支計画等の存否について

ア 審査会は、実施機関に対して、本件埋立工事の予算要求の際に、本件埋立工事の収支計画等が記載された文書が作成されていないかにつき事情聴取を行った。実施機関によれば、本件埋

立工事の予算要求時に臨時予算要求説明書及び予算要求図を作成したが、臨時予算要求説明書には事業名、要求額、財源内訳等が記載されているものの本件埋立工事の収支計画等については記載されていないとのことであった。また、予算要求図は、白地図に工事予定場所を記したものであり、これについても本件埋立工事の収支計画等については記載されていないとのことであった。

なお、本件埋立工事の竣工後、新たに生じた宅地の売却により収入が生じるが、売却の年度は本件埋立工事の年度よりも後の年度であるから、本件埋立工事の予算要求時には収入として計上する必要がないということであった。

イ 審査会は、実施機関に対して、予算要求書以外に、本件埋立工事の収支計画等を記載した文書、図面を保有しているか否かにつき事情聴取を行ったが、存在しないということであった。また、3(2)エで申立人が主張している本件埋立工事に関連した新たな雨水幹線の設置は計画しておらず、その事業費について記載した文書は存在しないということであった。

ウ 次に審査会は、実施機関に対して、本件埋立工事の竣工後、新たに生じた宅地の売却によりどの程度の収入を見込んでいたのかにつき事情聴取を行った。実施機関によれば、処分可能面積は約4,000㎡であり、これに平成13年度における近傍地(高倉台6丁目2番3)の公募売却の実績(143,000円/㎡)又は仮設ため池周辺道路の平成13年度路線価(146,510円/㎡)を乗じると、約5億円の収入を想定しているが、これを記載した文書は存在しないとのことであった。

エ 以上から、「高倉台地区宅地整備工事(仮設ため池の宅地整備工事)の収支計画等」に対応する文書の存在を伺わせる事実を確認することはできなかった。

なお、申立人が希望すれば、関連資料として平成13年度における近傍地(高倉台6丁目2番3)の公募売却の実績及び仮設ため池周辺道路の平成13年度路線価を情報提供されたい。

(4) 実施機関が、本件不存在決定で、本件請求(4)の「土砂採取場及びこの採取場の土砂の埋立適性調査」及び本件請求(5)の「ため池に関する事前調査書及びため池埋立に伴う環境影響評価書、検討書等」について請求に対応する文書が存在しないとしているので、その点について、以下検討する。

ア 「土砂採取場及びこの採取場の土砂の埋立適性調査」の存否について

実施機関によれば、本件埋立工事の埋立に使用する土砂は、複合産業団地(神戸市西区)内の自然の土砂を予定しているが、当該土砂の盛土材としての適性調査は本件埋立工事の着手時に実施する予定であったが、本件埋立工事には着手していないため、土砂の盛土材としての適性調査はなされておらず、本件請求に該当する文書は存在しないということであった。

イ 「ため池に関する事前調査書及びため池埋立に伴う環境影響評価書、検討書等」の存否について

実施機関によれば、神戸市環境影響評価等に関する条例及びその施行規則で環境影響評価の実施対象事業が定められているが、宅地の造成については、宅地の造成面積が20ヘクタール以上のものと規定されている(神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則第3条、別表第8

号) 本件埋立工事による宅地の造成は約0.6ヘクタールであるから、環境影響評価の実施対象事業には該当せず、本件請求に該当する文書は存在しないということであった。

(5) 結論

以上から、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別紙

番号	対象文書の名称	実施機関が非公開とした情報
	工事請負契約書	なし
	神戸市工事請負一般競争入札実施要領	なし
	神戸市工事請負公募型指名競争入札実施要領	なし
	指名競争入札における指名理由書	なし
	工事請負指名競争入札について（伺）	なし
	工事請負指名競争入札執行通知書	なし
	金額の記載されていない実施設計書	なし
	特記仕様書（行財政局財政部経理課所管）	なし
	図面	なし
	工事請負の内容	なし
	入札結果	なし
	工事施行伺い	なし
	工事要求・請負契約要求決議書	なし
	実施設計書（金抜）	なし
	特記仕様書（みなと総局技術本部工務第2課所管）	なし
	設計図	なし
	金額が記載されている実施設計書	金額
	委任状	入札代理人名
	入札書	入札代理人名
	設計予算書	すべて

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成15年5月30日	-	* 諮問書を受理
平成15年6月24日	第155回審査会	* 審議
平成15年7月23日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成15年8月4日	第157回審査会	* 審議
平成15年9月3日	-	* 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成15年9月16日	第160回審査会	* 審議
平成15年11月10日	第164回審査会	* 審議
平成15年12月25日	第166回審査会	* 審議
平成16年4月9日	第168回審査会	* 審議
平成16年6月8日	第169回審査会	* 審議
平成16年7月15日	第170回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取
平成16年8月4日	第171回審査会	* 審議
平成16年8月19日	第172回審査会	* 異議申立人から意見を聴取
平成16年9月10日	第173回審査会	* 審議
平成16年9月28日	第174回審査会	* 審議
平成17年1月11日	第175回審査会	* 審議
平成17年1月25日	第176回審査会	* 審議
平成17年2月17日	第177回審査会	* 審議